

## 笠松町会計年度任用職員募集要項

笠松町会計年度任用職員を次のとおり募集します。

### 1 任用

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22の2第1号）
任用期間	任用開始の日から令和7年3月31日まで ただし、任用開始の日から1ヶ月間は条件付採用期間となります。

### 2 募集職種・募集人数・応募資格

募集職種	学校給食調理員
募集人数	若干名
応募資格	なし
備考	日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条で規定する欠格条項に該当する方は応募できません。

### 3 勤務条件等

勤務場所	学校給食センター
勤務時間	午前8時30分から午後4時30分まで（7時間勤務） 時間外勤務の有無 有・ <del>無</del> 休日勤務の有無 有・ <del>無</del>
休憩時間	午後12時30分から午後1時30分まで
勤務しない日	・週休日(振替：有) 定例日：毎週土、日曜日 ・国民の祝日に関する法律による休日 ・夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のうち勤務を要しない日、臨時休校等で給食を実施しないことにより勤務を必要としないと判断した日 ・年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)
職務内容	・学校給食の調理、食器・食缶の洗浄作業等 (ゴム手袋をはめた長時間の立ち仕事で、10kg程度の食器、食缶を運ぶ作業があります。)
報酬	日額7,610円
諸手当	通勤費は距離・通勤方法に応じて支給されます。 期末手当は、支給条件に応じて支給されます。
年次有給休暇	勤務日数に応じ付与されます。
社会保険等	地方公務員共済組合・雇用保険に加入する勤務形態となります。 公務上の傷病については、「労働者災害補償保険法」により補償されます。 業務外の傷病については、加入する社会保険により傷病手当金等が支給されます。
服務規程	任期中は、地方公務員法第32条から第37条までの規定を遵守する義務を負います。 違反した場合は、懲戒処分又は分限処分の対象となります。

### 4 申込み方法等

受付期間	随時
申込先	笠松町学校給食センター 〒501-6035 岐阜県羽島郡笠松町円城寺439-1
提出書類	笠松町会計年度任用職員任用申込書
提出方法	上記の申込先へ郵送するか、窓口へ直接持参(受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く))してください。 後日面接を行いますので、連絡先を必ず明記してください。
選考方法	面接
問合先	笠松町学校給食センター Tel (058)387-5321